経済統計の体系的整備等に関する 検討状況について

令和4年8月30日 総務省政策統括官(統計制度担当)付 統計企画管理官室

1. 第Ⅲ期基本計画の進捗状況

1. 第Ⅲ期基本計画の進捗状況

第Ⅲ期基本計画の進捗状況 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

No.	項目	進捗	WGでの審議状況		
38	調査単位の在り方やアクティビティベースでの事業活動の把握可能性	検討中	本資料で御説明		
39	経済構造実態調査の創設	完了	本日 資料2-2参照		
40	経済センサスー基礎調査の見直し	完了	本日 資料1-2参照		
41	工業統計調査の経済構造統計調査への包摂	完了			
42	中間年経済構造統計の作成・提供の開始	完了			
43	中間年経済構造統計への活用(業種別統計調査)	完了			
44	中間年経済構造統計への活用(行政記録情報) 完了		本日 資料2-2参照		
45	企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値の推計手法の検討	完了	7		
46	経済構造実態調査の調査事項等の見直し	完了			
47	サービス産業動向調査・特定サービス産業動態統計調査の整理等	検討中	8/18 資料1-3参照		
48	経済構造統計調査と他の企業統計調査との役割分担等	検討中	本資料で御説明		
49	大規模企業を横断的に把握する統計の整備 完了 本日 資料2		本日 資料2-2参照		
50	第3次産業活動指数の有用性の向上 完了 8/18 資料1		8/18 資料1-1参照		

1. 第Ⅲ期基本計画の進捗状況

第Ⅲ期基本計画の進捗状況 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

No.	項目	進捗	WGでの審議状況		
51	事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備推進	完了			
52	事業所母集団DBへの登録(統計調査で把握した法人番号)	継続中			
53	事業所母集団DBへの登録(一戸一法人・非法人の経営組織体等)	業所母集団DBへの登録(一戸一法人・非法人の経営組織体等) 完了			
54	事業所母集団DBの整備(DBに格納する統計調査の範囲拡充等)	完了			
55	法人企業統計調査の母集団情報と事業所母集団DBの企業数等のかい離 改善のための検討		本日 資料1-2参照		
56	事業所母集団DBへの登録(専従の役員・労働者等が存在しない法人等)	完了			
57	事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供について検討	完了			
58	年次フレームの課題整理、情報の充実等	完了	1		
59	消費税GLの導入・適用拡大	完了	- 7/22 資料4-2参照		
60	一次統計調査での税抜額記入の導入	検討中			
61	事業所系調査で把握していない事項の企業系調査等を用いた推計手法	完了	本日 資料2-2参照		
62	労働者区分GLの適用拡大や改定	完了	7/22 資料4-3参照		

2. 調査単位の在り方やアクティビティベースでの事業活動の把握可能性

第Ⅲ期基本計画の内容

項目	内容
第Ⅲ期基本計 画(別表)	第 2 公的統計の整備に関する事項 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等
	 ○ 経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査における K A U 概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。 担当府省:総務省、関係府省 実施時期:令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
令和3年度統計法施行状況報告(暫定版)	今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究(「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究)において、諸外国(米国、英国、カナダ)における調査単位の設定方法、調査単位と法的単位等の関係、調査単位の分割の有無などの実態を把握し、平成31年(2019年)3月に報告書を取りまとめた。その後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合(令和4年(2022年)3月)において、これまでの検討状況を整理し、報告するとともに、次期基本計画に向けた検討の方向性について、情報共有したところ。

第Ⅲ期基本計画までの検討経緯

第Ⅱ期基本計画(H26.3.25)

○ 企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をより的確に把握するための統計整備が求められており、特に、企業・企業グループ内での分業や取引、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要性が高まっている。

平成27年度産業関連統計の体系的整備等に関する調査研究報告書

○ アクティビティ単位での把握の重要性

多角的な事業活動を展開するような企業については、アクティビティ単位での企業活動の実態を把握できるようにする 方向が重要と考えられる。

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書(H29.3.23)

- Ⅳ 第Ⅲ期基本計画期間中の解決に向けて検討すべき課題
- 産業分類、調査単位(企業・事業所の定義、K A U (kind of Activity Unit)概念導入の可否)及び生産物 分類の策定など、統計基準の見直しと統計調査における対応
- 現在の経済センサスー活動調査では十分に把握できていないものの、IO、SNA等の加工統計の精度向上に非常に有用となる、主業、副業を問わずアクティビティベースの事業活動を把握するための手段の検討を中心とする企業(事業所)活動のアクティビティベースの把握

第Ⅲ期基本計画作成時の審議(H29.11.9)

第8回国民経済計算体系的整備部会・第7回経済統計ワーキンググループ合同会合 (別紙参照)

(別紙)第Ⅲ期基本計画作成時の審議状況(抜粋)

第8回国民経済計算体系的整備部会・第7回経済統計ワーキンググループ合同会合議事録(抜粋)

1 日時:平成29年11月9日(木)

2 主な御意見

- ・ なるべく<u>報告者に無理をかけない調査の在り方</u>を考えるべき。報告者が「何だったら回答できるのか」というところを突破口にしていく必要がある。
- ・ 諸外国では、企業が整備している帳簿単位で調査単位を決定する考え方が強く、KAUもそれに近い 概念である。
- ・ 今回のSUT化はアクティビティという観察できない単位を観察しようとしていたことが問題だったのではないか。アクティビティベースでGDPの精度向上につながるのかは検討が必要ではないか。
 - → 今回の検討は、企業よりも小さな単位である事業部等を調査単位として、部分的に必要な範囲で 調査できないかということを考えるという意味づけだと考える。SNAの精度、SUTやIO表の精度を上げる ために必要な範囲で考えていく、ぐらいの意味合いだと思う。
- ・ 基本的な考え方を、どちらに寄せられるのかということが、誤解されるようであってはならない。<u>経済行動、</u> 事業所ベースでとれるのが基本で、もしだめだとすれば企業ベースで管理会計の事業分割みたいなものを 使って補完するのだとの理解であれば、そのように再検討した方がよい。
- ・ 諸外国では統計単位に関して原則があるわけではなく、<u>把握できるところで把握する</u>感じである。報告者が書けないのだからしかたがない、調査実施者側でうまく調整すると考えるのが普通である。今、ここで原則を定めるのではなく、多様な調査単位を設定して柔軟に対応することがよい。報告者がとにかく書けるかどうかをまず考えるべき。

現在までの整理状況(①「KAU概念」について)

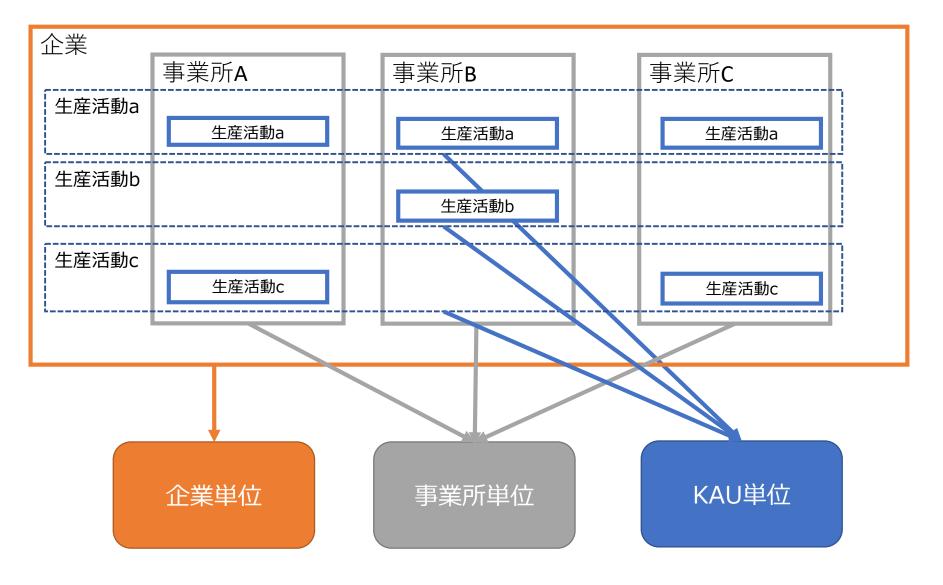
- 国連統計部では、統計単位を「活動数」と「場所数」で分類
- わが国の「事業所」は、「活動数は1つ以上」かつ「場所数は1カ所」のため、「Local unit」に該当。
- 「Kind-of-Activity Unit」(KAU)とは「活動数はほぼ1つかつ場所数は1カ所以上」であり、同一の経営の下で異なる場所にあるアクティビティを束ねたもの

場所数	1 ヵ所以上	1 ヵ所
活動数		
1つ以上の活動 (One or more activities)	Enterprise group Enterprise Institutional unit	Local unit
ほぼ1つの活動 (Near one single activity)	Kind-of-Activity Unit (KAU)	Establishment (Local KAU)
1つの活動 (One single activity)	Unit of Homogeneous Production (UHP)	Local UHP

	日本	米国センサス局	カナダ統計局
いわゆる「事業所」	Local unit	Establishment	KAU
いわゆる「企業」	Legal unit	Enterprise group	Enterprise

(出所) 菅幹雄〔2016〕「産業統計と統計単位」 (経済志林第83巻第4号(法政大学経済学部学会))

(参考)「KAU概念」について



現在までの整理状況(②企業、事業所を対象とした統計調査における調査単位の在り方)

• 英国、カナダ、米国における調査単位等の整理は以下のとおり

	英国	カナダ	米国
法的単位 (行政記録 情報の収録 単位) Administr ative unit	・付加価値税(VAT)の番号(1 VATの番号=1 Enterprise) ・源泉徴収(PAYE)の番号(1PAYEの番号 =1Enterprise) ・登記情報(Companies House)(1登記情報 =1Enterprise) ※日本の企業の概念=1VATの番号=1PAYEの番号=1登記情報	・事業者番号(Business Number) ・源泉徴収データ ・商品サービス税データ ・法人所得税データ ・社会保険番号 ・非法人データ ※日本の企業の概念=1 Business Number	·雇用主識別番号 ·社会保障番号
統計単位 (統計調査 で用いる単 位) Statistical unit	・Enterprise group(Enterpriseの集合体) ・Enterprise(要となる単位。 1Enterprise=1VAT=1PAYE=1登記情報) ・Local unit(Enterpriseの下に紐付く事業所)	・Enterprise(カナダ国内業務に関連するリソースの割り当てを指示・管理し、国際取引・投資と連結財務を導き出すことができる事業の組織単位) ・Company(収支勘定と貸借対照表を算出できる組織単位)	経済センサスの場合 ・ Employer(雇用者あり) ・ Single unit ・ Multi unit ・ Non-Employer(雇用者なし)
調査単位 (産業ごと に調査票を 送る単位) Reporting Unit	主要経済系統計調査ABS・MBSの場合 ・回答者の98%: Enterprise ・回答者の2%: 多国籍企業や大企業は事業・産業ごとにいくつかの調査単位に分割 (調査単位=送付し回答してもらう調査票の数) (事業・産業ごとの送付先・回答者はEnterprise側が指定し決定)	・Establishment(生産を測定するため に必要な会計データが算出可能な単 位) ・Local(経済活動が行われており、最 低限雇用データが入手可能な単一の 地理的位置にある生産単位)	経済センサスの場合 ・Enterprise ・Establishment
法的単位と 統計単位の 整理方法	 ・BRES(ビジネスレジスター及び雇用統計) ・VATとPAYEの番号が異なるため、BRESで情報の 紐付けを実施 ・VATとPAYEはEnterpriseにしか紐付いていないため、Local unit、Enterprise Groupとの関係性をBRESで把握 ・プロファイリング・電話・インターネット・訪問 	 ・プロファイリング ・インターネット ・電話 ・企業ホームページ ・企業情報電子開示システム ・業界団体名簿 ・行政記録データ ・地方の官報公示 ・統計調査からのフィードバック 	・Company Organization Survey (COS)を実施し、企業構造(親会 社、子会社、事業所の関係)を把握 ・雇用主識別番号、社会保険番号を ビジネスレジスター上の単位に紐づけ (上記により、所有者の変更や税申 告に影響を受けない、ビジネスレジス ターの構築が可能)

出所:総務省委託研究事業(株式会社野村総合研究所(2019)「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」報告書)

現在までの整理状況(②企業、事業所を対象とした統計調査における調査単位の在り方)

- 英国、カナダでは、大規模かつ複雑な組織構造をもつ、Enterprise(企業)において、調査やプロファイリング活動を実施して実態を把握
- 必要に応じて、ビジネスレジスター等における調査単位の分割を実施。

英国

- 調査単位の分割は、BRES (Business Register and Employment Survey: ビジネスレジスター及 び雇用調査) とプロファイリング活動を通して実施
- BRESは毎年8万のサンプル抽出されたEnterpriseに対して実施され、毎年約50万のLocal unitから産業分類、従業員数などを収集。
- BRESの調査対象はほとんどが大規模で複雑な Enterpriseでわずかに小規模のEnterpriseも含まれる。
- BRES調査により把握したLocal unitにおいて Enterpriseの産業分類と異なる事業活動を行っているLocal unitを見つけた場合は、プロファイリング活動を実施し、Enterpriseの担当者と対話をし、検討を行った上で、必要があれば産業ごとに調査単位を分割する。またその際に、ビジネスレジスター上の情報も更新される。

カナダ

- 調査単位の分割は、企業全体の5%を占める Complex Businessに対してのみ実施
- プロファイリング活動を通して、Complex Businessの 担当者と対話をし、Enterprise内で損益計算書が分 かれている、貸借対照表が分かれている、部署が分か れている等の、会計・組織・人員の全てが明確に区分さ れていることが把握できた際に、調査単位の分割を実 施
- 調査単位の分割は、ほとんどの場合、法的事業体 (LOE)を対象としてなされるものであるが、法的事業 体はビジネスナンバーに紐付く固有の単位であるため、 分割により新たな法的事業体が追加されることはない。 分割により追加されるものは運営組織(OE)である。
- ※ 法的事業体(LOE)はEnterprise、Companyが該当
- ※ 運営組織 (OE) はEstablishment、Localが該当

出所:総務省委託研究事業(株式会社野村総合研究所(2019)「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」報告書)

今後の検討の方向性(案)

- 調査単位としてのKAU概念の導入の適否等については、現時点で、まだ概念の整理、 諸外国の研究を行うことにとどまっており、十分な検討が行われていないところ。
- 一方、調査単位を検討する上では、SUT体系における産業の概念を考慮することが必要。現在のSUT体系における議論では、「「産業」は、国際標準に合わせ、同種の生産活動を行う事業所又はKAU(Kind of Activity Unit。活動種類別単位)で定義」することとされている。
- このような考え方も踏まえ、経済センサスー活動調査等においては、製造業を中心に、原則、事業所単位で主要な生産活動を把握することとしている。他方、サービス業については、事業所単位での報告が困難な調査項目もあることから、企業単位で主要な生産活動(アクティビティ)を把握し、加工統計側で必要な補正推計を行うこととしている。
- SUTの推計作業については、2020年SUTの推計作業の状況も踏まえ、「2025年SUTにおいても更に検討を行う。」とされている。今後の調査単位としてのKAU概念の導入の適否等の検討に際しては、このような状況も注視しつつ、加工統計側の要望を踏まえて検討していくことが必要。



● SUT体系の移行の過渡期であるという状況も踏まえつつ、SUTの一層の精度向上と企業の報告者負担等も考慮し、調査単位のあり方については、より中・長期的な課題として検討を行うことを想定

- 3. 部門の考え方
- (1) SUTの「産業」の概念

SUTにおける「産業」の概念については、以下のように整理する。

「産業」は、国際標準に合わせ、同種の生産活動を行う事業所又はKAU(Kind of Activity Unit。活動種類別単位)*で定義し、事業所単位で経理事項が把握しづらい場合などにおいては、個々の調査において的確にデータを把握し、「産業」ごとの計数を推計する(場合によっては、調査で把握されたデータを補正)。

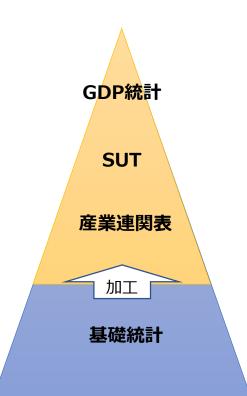
ただし、2020 年 S U T の推計作業において、調査で把握されたデータの補正について、推計自体が難しい場合や補正の効果が乏しい場合(特にサービス分野や中小企業)においては、定義の変更も検討し推計する。2025 年 S U T においても更に検討を行う。

中間年SUTについては、上記の「産業」単位での産出額等が、中間年の基礎統計等から把握できないものもあり得ることから、中間年においても産出額等が把握可能である「生産物」単位での推計値を基礎に、基準年の構造等も活用しながら「産業」単位での産出額等を推計する。

*2008SNAでは、「KAU」は『ただ一種類の生産活動に従事するか、あるいは主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業の一部分』と定義している。そのため、中小企業では、事業所、企業、KAUの計数の違いは小さいと考えられる。

(参考2) GDP統計を軸とした経済統計の改善

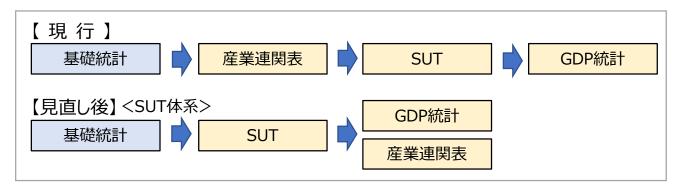
- 統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)において、 GDP統計を軸にした経済統計の改善が掲げられ、産業連関表の供給・使用表体系への移行(SUT 体系)によるGDP統計の基準年推計の改善を図ることなどが求められた。
- 産業連関表の供給・使用表(SUT: Supply and Use Tables)体系への見直しとそのGDP統計への反映
 - 生産側からみたGDP(産業別付加価値)の精度向上



SUT体系 への移行

基礎統計から産業連関表を経由せずSUTを直接推計する体系へG7諸国はSUT体系に移行済

SUT(産業×商品のマトリクス表)は、企業が報告しやすい事業所ごとの供給額や使用額から作成できるため、産業連関表(商品×商品)より、実測ベースで作成が可能



基礎統計の 拡充・改善

経済構造実態調査の創設

建設・不動産、医療・介護、教育分野の拡充・改善等

統計の基準

(日本標準産業分類等)

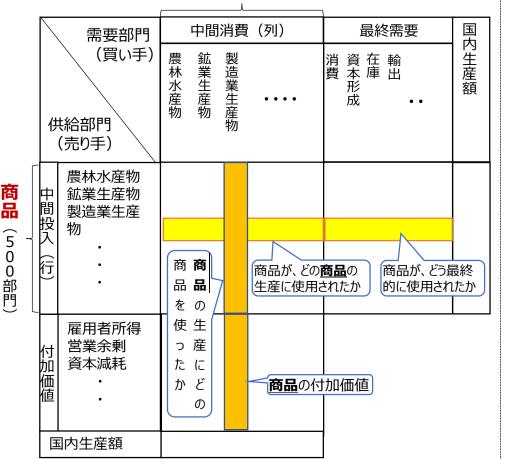
生産物分類 の 策 定 わが国の生産物を分類し、様々な統計を用いて作成するGDP統計や 産業連関表の精度向上に寄与。G7諸国は策定済

(参考3) SUT体系への移行 | 産業連関表とSUT

産業連関表

商品×商品の取引実態を一つの行列に示した統計表。5年ごとに作成

商品(400部門)

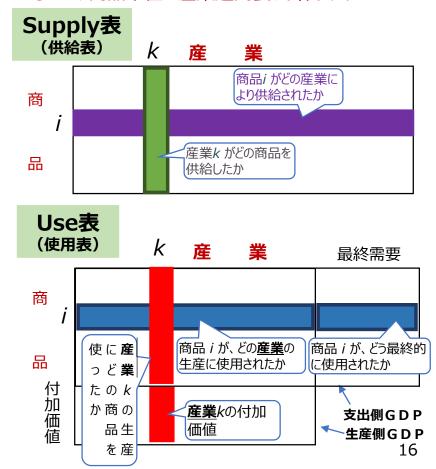


SUT

SUT: Supply and Use Tables

産業×商品の取引実態を二つの行列に示した統計表。毎年作成してGDP推計に使用

⇒企業が報告しやすい事業所単位のデータで作成するため、商品単位の産業連関表より作りやすい



(参考4)経済センサス-活動調査等による供給表(I×P)の第一次推計 - 企業からKAUの推計-(2020年のサービス分野のSUTの推計プロセス資料より抜粋)

サービス業を主業とする企業について

《傘下事業所が主業として製造業を行う複数事業所企業の場合》 【事業所】 【企業】 主業製造業 副業 主業サービス業 副業 (粗い生産物 (詳細な生産物 別売上高) (詳細な生産物 (粗い生産物 別売上高) 別売上高) 別売上高) 主業サービス業 (売上高×) ※産業格付けは産業小から細分類程度 主業サービス業 ※色の濃さは生産物把握の粒度を表す。 (売上高×) 【企業】 [KAU1] 【KAU1以外】における売 上高を、企業の売上高と 主業サービ 副業 主業製造業 KAU1の売上高の差で推計 副業(粗い ス業(詳細 (粗い (詳細な生産 生産物の な生産物別 生産物の 売上高) 物別売上高) 売上高) 売上高) 粒度が異なる単位同士の引き算 ※1 製造業事業所からの副業(粗い)の控除の 【KAU1以外】 ため一定の推計 ※2 粗いものから詳細なものを引くことなる 主業サービス業 副業(粗い生 (詳細な生産物別売 産物の 売上高※2) 課題 売上高の差の結果がマイナス値 上高※1) をとる場合の扱い 課題 (必要に応じ) 異なる活 [KAU2] [KAU3] 動の産業の分割 もし異なる活動が混在している場合は、適 主業サービス業 主業サービス業 副業(粗い 副業 切に分割する必要がある。 (詳細な生産物別 生産物の (詳細な生産物別 なし 売上高) 売上高) 売上高)

出所:「供給表推計について」(令和元年12月19日第15回SUTタスクフォース会合総務省政策統括官室)

3. 経済構造統計調査と他の企業統計調査との役割分担等

第Ⅲ期基本計画の内容

項目	内容
第Ⅲ期基本計 画(別表)	第 2 公的統計の整備に関する事項 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等
	経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、 建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との 役割分担、重複是正等を検討する。
	担当府省:総務省、関係府省 実施時期:令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
令和3年度統計法施行状況報告(暫定版)	令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合(令和3年(2021年)2月)において、事務局からこれまでの取組状況や今後の検討の方向性について、総務省・経済産業省から令和4年(2022年)以降の経済構造実態調査の実施方針(案)について、それぞれ報告と情報共有が行われた。また、第3回会合(同年2月)において、総務省・経済産業省から経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の一体的実施に係る現時点の検討状況について報告と情報共有が行われた。

これまでの検討経緯

公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定) (第 I 期基本計画)

- ▶ 本文において、[企業活動に係る包括的な統計の構築の検討を行う」との記述
- ▶ 別表において、情報通信業分野における企業統計の整備として「企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合し、(後略)」との記述 → 企業活動基本統計(仮称)の創設は見送り。

公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)(第Ⅱ期基本計画)

▶ 関係府省が実施している企業を対象とした既存統計調査について、経済産業省企業活動基本調査を中心に、全産業 共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用した結合集計を段階的に作成 及び提供を進める」との記述

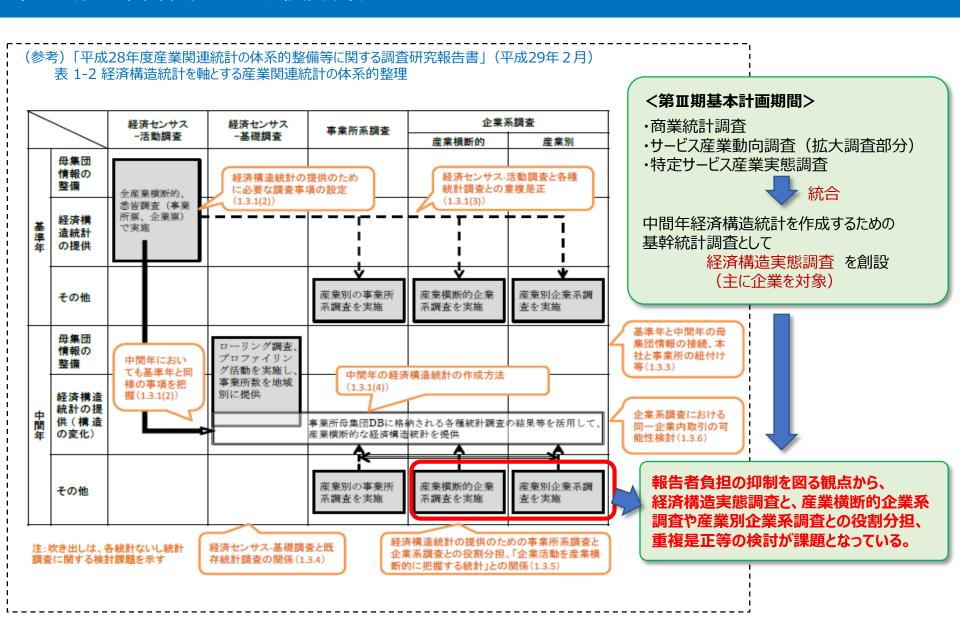
「経済センサス-活動調査の中間年における大規模統計調査の枠組みに係る検討結果(最終報告)」 <u>(平成28年3月17日産</u>業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ) 【抜粋】

- > 「中間年の在り方を踏まえた事業所調査と産業横断的な把握を含めた企業調査の体系的整備の観点から、総合的な検討が必要である。」
- ▶「企業活動の産業横断的把握の観点から、「新たな枠組み」では、企業を対象とする統計調査についても、その関係を整理することが必要。」

「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月)【抜粋】

▶ 「<u>総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態</u> 調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計 等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年 度に創設する。

第Ⅲ期基本計画における検討課題



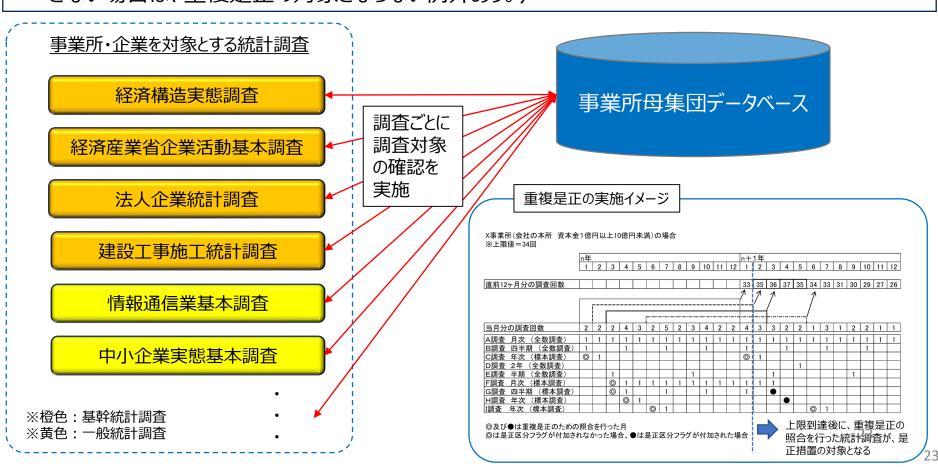
(参考) 関係する統計調査の概要(2021年時点)

	経済構造実態調査	経済産業省企業活 動基本調査	法人企業統計調査 【年次調査】	建設工事統計調査 【建設工事施工統 計調査】	情報通信業基本調査	中小企業実態基本調査
調査実施府省	総務省・経済産業省	経済産業省	財務省	国土交通省	総務省·経済産業 省	経済産業省
基幹・一般の別	基幹統計調査	基幹統計調査	基幹統計調査	基幹統計調査	一般統計調査	一般統計調査
調査対象の範囲	製造業、サービス業等 (甲調査は各産業分類で売上高総額の8 割を達成する範囲に含まれる企業、乙調査は特定のサービス業を対象)	製造業、サービス業等 (従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上の企業)	本邦に本店を有する 合名会社、合資会 社、合同会社、株式 会社等	建設業法の許可を受けた建設業者	情報通信業(電気 通信業、情報サービ ス業等) (資本金額又は出 資金額などの要件に 該当する企業を対 象)	建設業、製造業、商業、サービス業等 (中小企業に該当する企業を対象)
報告者数	甲調査:約20万企業 乙調査:約4千企業、 約4万8千事業所	約3万8千企業	約40.1千社	約11万業者	約1万社	約11万3千社
選定の方法	甲調査:全数 乙調査:無作為抽出	全数	全数·無作為抽出	全数·有意抽出	全数	無作為抽出
報告を求める事項	売上金額、費用総額、 年初及び年末商品手 持額、年間商品仕入 額等	事業組織及び従業 者数、資産・負債及 び純資産並びに投資、 事業内容、研究開 発等、	法人の名称及び法 人に関する一般的事 項、業種別売上高、 資産、負債及び純 資産に関する事項等	有形固定資産、業 種別工事種類、就 業者数、国内建設 工事の年間完成工 事高等	経済産業省企業活動基本調査と共通の調査事項、業種別調査事項 (事業内容、財務状況等)	企業の概要、決算、 企業全体の事業別 売上高割合等
報告を求めるため に用いる方法	郵送・オンライン調査 民間委託	郵送・オンライン調査 民間委託	郵送・オンライン調査	郵送・オンライン・調 査員調査	郵送・オンライン調査 民間委託	郵送・オンライン調査 民間委託
調査の周期	1年(経済センサス-活動調査実施年を除く)	1年	1年	1年	1年	1年
調査の実施期 間・調査票の提 出期限	毎年5月下旬~6月下旬	毎年 5 月から 7 月ま での間	毎年1月10日、7 月10日	毎年7月31日	毎年6月16日~8 月15日	毎年7月上旬~9 月1日

これまでの取組状況(①統計調査に係る重複是正)

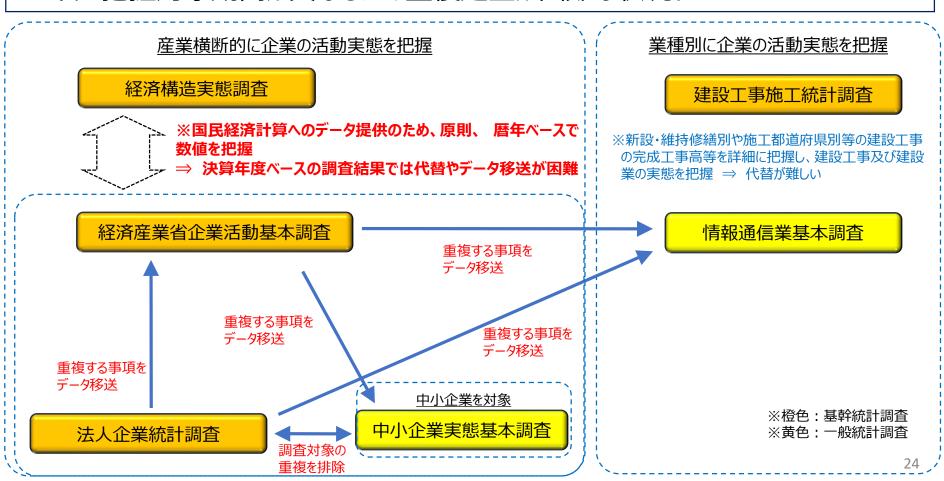
- 事業所・企業を対象とした統計調査については、事業所母集団データベースを利用することにより、 統計調査の実施前に調査対象事業所・企業の調査履歴を確認し、過重な調査負担が課される 事業所・企業を調査対象から除外し、代替の事業所・企業を選定(重複是正)する措置を実施。
- 各事業所・企業には、会社の規模等に応じて、1年間に実施可能な統計調査の回数の上限値を 設定し、その上限値を超えた事業所・企業について重複是正が行われている。

(ただし、全数調査や抽出調査の悉皆層、集落抽出の場合など、代替の事業所・企業が選定できない場合は、重複是正の対象とならない例外あり。)



これまでの取組状況(②統計調査間のデータ移送等)

- 第Ⅲ期基本計画の本件課題に掲げられている各統計調査間においては、前ページにおける重複是正措置を実施しているほか、重複する調査事項について、統計調査間におけるデータ移送等を実施。
- 経済構造実態調査と他の企業統計調査については名簿、調査期日、経理事項の把握対象期間が異なるため重複是正が困難な状況。



これまでの取組状況(③関連する企業統計に係る対応状況)

- ●経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査について、調査名簿を「事業所母集団DB」、調査期日を「6月1日現在」に統一。
- ●さらに、報告負担が大きく結果への影響度が大きい上場企業等については、<u>(独)</u> 統計センターにおけるプロファイリング活動 (企業調査支援事業) の政府統計オンラインサ ポートシステムを活用し、3調査を集約して一体的に実施。名称・所在地等の企業 識別情報や記入担当者情報を含む全ての共通記入事項の重複回答を是正。

経済構造実態調査

調査名簿: 事業所母集団データベース

調査時点: 6月1日

調査方法:・郵送、オンライン

・一部の上場企業等については、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動を活用

科学技術研究調査

調査名簿: 事業所母集団データベース

調査時点: 3月31日

調査方法: 郵送、オンライン

経済産業省企業活動基本調査

調査名簿: 独自名簿 調査時点: 3月31日

調査方法: 郵送、オンライン

- ○調査名簿:事業所母集団DB
 - ○調査時点:6月1日
 - ○調査方法:
 - ・郵送、オンライン
 - ・ <u>一部の上場企業等については、</u> (独)統計センターにおける プロファイリング活動を活用

同一名簿、同一期日に変更

これまでの取組状況(④プロファイリング活動を活用した調査の概要)

(独)統計センターが、対象企業ごとに専任の担当者を配置し、調査への回答に対する きめ細かなサポートを行うことにより、報告者負担の軽減や正確な回答の確保等を図るも の

報告負担が大きく統計への影響度が大きい上場企業等約5,000企業

- ① 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業
- ② 上記①以外の企業で、売上高1,000億円以上(会社企業に限っては資本金2億円以上)の企業
- ③ 相互会社



報告負担の軽減と回答利便性の向上

企業担当者と専任のサポートス タッフの双方向のやりとり

- ○統計調査の回答支援
- ○統計業務の専門知識を活用した回答内容の確認・ 照会・訂正

政府統計オンラインサポートシステム (企業専用のポータルサイト)

電子調査票の提出/サポートスタッフへの個別質問/ 回答履歴やサポートスタッフとのやりとり履歴の閲覧 /企業担当者の作業内容メモ、引継ぎメモの作成・保 存/担当サポートスタッフ・企業担当者情報の掲載等

オフライン サポート

.xlsx CD-RW 紙媒体等

正確な回答データの効率的な作成

各企業専任のサポートスタッフ(国家公務員の身分を有する(独)統計センター職員)

今後の検討の方向性(案)

- 企業統計の役割分担、重複是正の実施については、これまで①事業所母集団データベースを用いて同一企業・事業所の報告回数を制限する重複是正措置の実施、②調査間でのデータ移送を行うことにより移送側の調査の報告者に対して特定の調査事項の報告を不要とする措置などにより、報告者負担を抑制するための取組が行われている。
- 直近では、3つの基幹統計調査について調査名簿や調査期日を統一化することにより、各調査の 共通事項の回答データの共有化を図り、企業の重複回答を是正するとともに、報告負担が大きい大 企業に対しては、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動(企業調査支援事業)を通じて、 企業担当者の対応をサポートすることで、企業の報告者負担の軽減を図る取組が行われている。
- 一方で、新たな経済活動を把握するため、統計調査の見直し等が行われることが想定され、引き続き、企業統計の役割分担、重複是正の取組は必要なものと想定。



- 引き続き、調査対象名簿の事業所母集団データベースを用いた重複是正 措置を適切に実施
- 調査間のデータ移送等の措置についても、既存の取組を継続するとともに、 調査の変更時等の機会を捉えて、取組の拡大の可能性について検討
- 報告者負担の大きい大企業に対しては、(独)統計センターによるプロファイリング活動を通じた企業担当者の対応サポートを継続的に実施